



西東京

参議院議員選挙
臨時号

市役所代表電話 / 0424-64-1311
ホームページアドレス http://www.city.nishitokyo.tokyo.jp/
(携帯電話) http://mobile.city.nishitokyo.tokyo.jp/
(Lモード) Lメニューから検索できます。

伝えよう 自分の意志を投票で! 参議院議員選挙

投票日は7月11日(日)午前7時~午後8時

第20回参議院議員選挙は、6月24日(木)に公示され7月11日(日)が投票日です。今回の選挙は、7月25日(日)に任期満了となる参議院議員を、選挙区選出議員選挙(全国で73人・東京都で4人)と比例代表選出議員選挙(全国で48人)の2つの選挙によって議員を選びます。

政党等が届け出た候補者名簿に記載された候補者の氏名または政党等の名称・略称のいずれかを記載して投票します。そして、当選人は各政党等にその総得票数に応じて与えられた当選人の数の中で得票数の最も多い候補者から順に当選人が決まります。

2811)

投票できる方

すでに西東京市の選挙人名簿に登録されている方
昭和59年7月12日以前に生まれ、平成16年3月23日以前に転入届を出し、引き続き住民票に登録されている方

在外選挙人証を交付されている方(一時帰国や帰国後選挙人名簿に登録されるまでの方は、比例代表選出選挙のみの投票となります。必ず在外選挙人証を持参してください)

在外選挙人は、指定在外選挙投票区(第19投票区 西東京市役所保谷庁舎)が投票所です。それ以外の投票所では投票できません。

最近住所を移した方

平成16年3月24日以降に西東京市に転入届を出した方は、前住所地の選挙管理委員会へ選挙人名簿の登録を確認してください。名簿登録地で投票できます。

西東京市から転出した方で、西東京市の選挙人名簿に登録されている方は投票できません。ただし、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録された場合および平成16年3月10日以前に転出した方は、西東京市では投票できません。

市内で転居し、6月12日以降に届け出をした方は、転居前の住所の投票所になります(投票所入場整理券でお確かめください)。

期日前投票・不在者投票

投票日に次に該当すると見込まれる場合は、期日前投票ができます。投票区を問わず職務や業務に従事する方(お店や職場が投票区内にあってもできます)

用務等で投票区の区域外にいる方(旅行やゴルフ、買い物などの私用であっても、投票区の区域外にいる場合はできません)

出産病気などで歩行が困難な方
西東京市の選挙人名簿に登録されている方が転出した場合
とき 6月25日(金)~7月10日(土)の毎日午前8時30分~午後8時(土曜日・日曜日・祝日も同じ)

ところ 西東京市役所田無庁舎2階202、203会議室 西東京市役所保谷東分庁舎地下第1A、B会議室(保谷庁舎の裏側) いずれの期日前投票所でも投票できます。

在外選挙人の期日前投票は(西東京市役所保谷東分庁舎地下第1A、B会議室)のみの投票所になります。

持ち物 投票所入場整理券(印鑑は不要です。公示日の6月24日は、期日前投票・不在者投票はできません。それらの投票開始は、25日からです)

滞在地での不在者投票

不在者投票期間から投票日にかけて、仕事・旅行等で西東京市外に滞りされる方は、滞在地の選挙管理委員会へ不在者投票をすることができ、できるだけ早くに西東京市選挙管理委員会に滞在地での不在者投票の請求をしてください。

請求用紙は、各市区町村選挙管理委員会にあります。請求された方には投票用紙等を郵送しますので、不在者投票期間の早いうちに滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。

指定病院等での不在者投票
病院・老人ホーム等に入院等している方は、そこが不在者投票指定施設であれば、その施設内で不在者投票ができます。早めに施設の方に申し出てください。

市内の不在者投票指定施設は、佐々総合病院・山田病院・田無病院・西東京中央総合病院・保谷厚生病院・エバグリーン田無・ハートフル田無・健光園・フローラ田無・レイン・青い鳥・サンメール・尚和・緑寿園・東京老人ホーム・東京老人ホーム泉寮・東京老人ホームめぐみ園・保谷苑です。

郵便等投票
身体障害者手帳、戦傷病者手帳または、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方は、自宅等で郵便等による不在者投票ができます。

身体障害者手帳に両下肢・体幹移動機能の障害が「1級または2級」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が「1級または3級」、免疫機能の障害が「1級から3級」と記載されている方

戦傷病者手帳に両下肢・体幹の障害が「特別項症から第二項症」、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が「特別項症から第三項症」と記載されている方

代理記載制度

介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方
郵便等による不在者投票をするためには、「郵便等投票証明書」が必要で、また、すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けた方が、投票用紙等を請求できるのは、投票日の4日前(7月7日)までです。詳しくは、選挙管理委員会に早めにお問い合わせください。

郵便等投票ができる方のうち、次の または に該当する、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障害が「1級」と記載されている方
戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害が「特別項症から第二項症」と記載されている方

代理記載制度を利用するために、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会への事前の申請が必要で、

投票所入場整理券
選挙のご案内と投票所での受け付けのための投票所入場整理券(同一家族4人まで記載)を6月25日から郵送しますので、ご自分

の投票所入場整理券を切り離して投票所をご確認のうえ、投票の際にお持ちください。
なお、投票所入場整理券を紛失したり何らかの事情で届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。選挙管理委員会でお確かめのうえお出かけください。

投票の方法

投票所への車での来所はなるべく遠慮ください。
はじめに東京都選出議員選挙の投票用紙(薄い黄色)を渡しますので、候補者の氏名を1人だけはっきりと書いて投票箱に投票してください。2人以上書いたり、記号や符号など関係ないことを書くこと無効となります。

次に比例代表選出議員選挙の投票用紙(白色)を渡しますので、政党等の名称または略称もしくは名簿登載者の候補者名を1つ書いてください。記号や符号など関係ないことを書くこと無効となります。

代理投票・点字投票
手や目などが不自由な方は、代理投票や点字投票をすることができます。投票所の係員に遠慮なく申し出てください。

選挙公報
候補者の氏名、政見などを掲載した東京都選出議員選挙公報と政党等の名称、名簿登載者候補者名および政策を掲載した比例代表選出議員選挙公報を投票日の2日前までに各家庭に配布します。

開票の参観
開票は、投票日当日の午後9時から西東京市スポーツセンター地下1階体育室(中町1-5-1)で行います。西東京市の選挙人名簿登録者の方は、どなたでも自由にご覧になれます。

開票は、投票日当日の午後9時から西東京市スポーツセンター地下1階体育室(中町1-5-1)で行います。西東京市の選挙人名簿登録者の方は、どなたでも自由にご覧になれます。